

別紙1-2 伐採届等を必要としない木材等の伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

○ ○ 殿
(販売先)

所有者名
所有者住所

下記の物件は、全て○○（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。）であることを証明します。

記

1. 物件名（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。）
2. 当該バイオマスの発生場所（伐採箇所など）
3. 樹種
4. 数量
5. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分

- 林地残材等
 その他伐採木

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
 10t車以上 20t車以上

輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追

加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば「〔 〕0km」が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。